

平成30年第4回佐渡市議会臨時会会議録（第2号）

平成30年5月18日（金曜日）

議事日程（第2号）

平成30年5月18日（金）午後5時48分開議

第1 議案第69号訂正の件

第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第67号から議案第69号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第70号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君		
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君
15番	佐	藤		孝	君	16番	近	藤	和	義	君
17番	祝		優	雄	君	18番	竹	内	道	廣	君
19番	中	川	直	美	君	20番	猪	股	文	彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
副市長	伊	藤		光	君	教育長	渡	邊	尚	人	君
総務部長	渡	邊	裕	次	君	企画財政長	濱	野	利	夫	君
市民福祉部長	後	藤	友	二	君	産業観光長	坂	田	和	三	君

建設部長	猪 股 雄 司 君	総務部長 務部総務課 (兼 選挙局長) (兼 管理事務局長)	中 川 宏 君
企画財政部長 副部長 (兼 財政課長)	磯 部 伸 浩 君	市民福祉部長 副部長 (兼 市民生活課長)	小 路 昭 君
産業観光部長 副部長 (兼 地域振興課長)	山 本 雅 明 君	建設部課長 下水道補佐	宮 城 徹 君
会計管理者 兼 会計課長	源 田 俊 夫 君	教育委員会 教育課長	山 田 裕 之 君
教育委員会 社会教育課長	渡 辺 竜 五 君	監査委員 局長	加 藤 留 美 子 君
農業委員会 事務局長	北 嶋 富 夫 君	消 防 長	菊 池 慎 也 君

事務局職員出席者

事務局長	村 川 一 博 君	事務局次長	本 間 智 子 君
議事調査係	梅 本 五 輪 生 君	議事調査係	岩 崎 一 秀 君

午後 5時48分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の議事について、1点ご報告いたします。

執行部より、議案第69号 平成30年度佐渡市一般会計予算について、予算書の記載の一部に誤りがあつたとのことであり、誤りの部分について訂正したいとの申し出がありました。このことについて議会運営委員会において協議をした結果、これを了承し、本日の本会議において処理することに決定いたしました。よって、私の報告が終わり次第議案の訂正の件についてを議題とし、簡易採決によりお諮りすることになりますので、ご了承ください。その後、各常任委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

報告は以上であります。

○議長（猪股文彦君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 議案第69号訂正の件

○議長（猪股文彦君） 日程第1、議案第69号訂正の件についてを議題といたします。

市長から訂正理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） よろしく申し上げます。

議案第69号 平成30年度佐渡市一般会計予算についての訂正についてでございます。本臨時会に上程させていただきました議案第69号 平成30年度佐渡市一般会計予算については、予算書の一部に誤りがありましたことから訂正するものでございます。

何とぞご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより質疑に入ります。

議案第69号訂正の件についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第69号訂正の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第69号訂正の件について採決いたします。

議案第69号訂正の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第67号から議案第69号まで

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第70号

○議長(猪股文彦君) 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

[総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇]

○総務文教常任委員長(佐藤 孝君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第67号 専決処分承認を求めることについて(平成30年度佐渡市一般会計暫定補正予算(第1号)について)。本案は、平成30年度佐渡市一般会計暫定予算について、新潟県知事の辞職に伴い、本年6月10日に執行される新潟県知事選挙に係る経費を予算計上するため、既定の歳入歳出暫定予算額にそれぞれ3,786万円を追加する暫定予算の補正を本年4月24日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第68号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場)。本案は、佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場の指定管理者として一般財団法人佐渡市スポーツ協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は平成30年7月1日から平成33年3月31日までの2年9カ月間で、その指定管理料の上限は8,370万円です。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成30年度佐渡市一般会計予算について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算について再提案するものであり、その歳入歳出予算の総額は451億4,966万6,000円と前年度当初予算と比較して17億5,033万4,000円、率にして3.7%の減となるものであります。本予算は、佐渡市将来ビジョンに掲げる産業の振興、観光地域づくりの推進、災害に強い島づくり、佐渡活性化に向けた地域づくりの4つの戦略を集中的に取り組むことをベースとし、事業計画やスケジュールの見直しが必要な事業については計上を見送り、子育て支援や地域福祉、住環境整備等市民の暮らしに直結する事業については計上または増額するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会において付した意見は、次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。(1)、総括的事項。①、合併特例債について。発行期限が5年間延長されたことを受けての新市建設計画見直しに当たっては、取り組み方針及びスケジュールを明確にし、市民への説明に努め、理解と協力を得て進められたい。

②、各種計画、方針について。佐渡市将来ビジョン、佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の満了による見直しを進めるに当たっては、企画部門の人員が不足していると思料する。よって、体制

強化を図り、取り組むべきである。

③、上記の①、②の推進に当たっては、「いずれの計画も市民のご理解とご協力が必要であり、そのためにも、計画の検討作業から意思決定まで、各プロセスにおいて説明していきます」との施政方針のとおり推進すべきである。

④、社会教育における公民館活動費等や学校教育における需用費などの縮減による影響が出ないように、現場の声を反映した対応をすべきである。

(2)、10款教育費、5項社会教育費、5目博物館費、佐渡学推進事業について。文化財団設立に当たっては、団体の自主性を明らかにし、補助金等の財政支援関係を明確に整理すべきである。

2、市民厚生常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、新エネルギー導入事業について。本事業により電気自動車の普及促進を図っているが、一方佐渡市における自然エネルギーの地産地消の推進は喫緊の課題と捉え、佐渡市地域新エネルギー導入促進計画を見直すべきである。よって、離島に合致した新エネルギー導入の推進に努力されたい。

(2)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉法人運営費助成事業について。本事業の助成額を大幅に減額したことについて、3月市議会定例会で意見を付し、その後に常任委員協議会において協議を重ねてきたところであるが、今回予算額の復活に至らなかったことはまことに遺憾である。執行部においては、平成29年度の佐渡市社会福祉協議会の決算をもとに次年度予算に向けて判断をしていくということであるが、早急に佐渡市社会福祉協議会との協議を重ねた上で、地域福祉の充実のために予算の増額を行うことを強く求める。

(3)、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、医療・介護・福祉の人財育成事業について。介護人材不足は今後にわたり深刻であることから、人材不足解消に向けて就職フェアや外国人技能実習制度の活用も含めた人材の確保を充実させるよう、関係機関と積極的に協議を進められたい。

(4)、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、子育て支援対策事業について。ファミリーサポートセンター運営については今年度から市が直営で行うことになったが、実施に当たってはさらなるサービスの充実と制度の周知徹底を図り、市民が利用しやすい制度の実現に努められたい。

(5)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉・地域活性化事業について。昨年度、佐渡市温泉活性化協議会を立ち上げたが、利用者数の増加や事業者の経営改善にはつながっていない。観光客もさることながら、市民の健康づくりの増進をさらに図るために、温泉資源を活用した健康づくり、地域交流の活性化、観光交流の促進の目的に合致するような利用者の増加に向けた取り組みの充実を図られたい。

3、産業建設常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。寄附金額を増額するために郷土会やさどまる倶楽部の会員への周知を徹底すること。また、申し込みのためのインターネットサイトを拡充することや自前でサイトを設けるなど、間口を広げることも検討すること。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、交通対策事業について。今後の人口減少を見据え、運行体制の見直し等事業者との契約内容を再検討すること。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、海上輸送費支援事業及び17目特定有人国境離島地

域社会維持推進費、輸送コスト低廉化事業について。佐渡産品の移出及び原材料等の移入ともに輸送コスト支援の対象とする品目数を拡大するよう国に要請すること。また、事業者には事業の周知を徹底すること。

(4)、2款総務費、1項総務管理費、11目空港対策費、空港対策事業について。佐渡空港2,000メートル化の実現や空路再開の進展が全く見えない。今後県と具体的交渉を進め、空港対策を強力に推進していくこと。

(5)、2款総務費、1項総務管理費、12目姉妹都市等交流費、姉妹都市等交流事業について。姉妹都市との交流が停滞していると料する。さらなる交流人口拡大に向けて、具体的な協議を進めること。

(6)、2款総務費、1項総務管理費、17目特定有人国境離島地域社会維持推進費、創業・事業拡大等支援事業について。他の支援対象事例を研究の上、交付金を最大限に活用した事業展開を求める。

(7)、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、浄化槽事業について。下水道の新設工事は終結し、市町村設置型の合併処理浄化槽の切りかえ等を速やかに検討すること。

(8)、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、雇用促進の支援事業について。優良企業を育て上げる支援等、継続して雇用ができる体制を構築できる環境整備の方策を検討すること。

(9)、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、集落営農・担い手支援事業について。園芸産地再生担い手育成事業の実証は、担い手育成にはそぐわないと料する。事業の見直しを早急に図ること。

(10)、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、販売網構築事業について。農産物のみの対応ではなく、水産品を含めた事業展開を求める。

(11)、6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、畜産振興事業について。後継者がいて規模拡大ができる畜産農家には、特段の支援ができるよう検討されたい。

(12)、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、水産振興事業について。漁業の振興は離島の責務である。漁業協同組合や漁業者団体と協議を行い、振興策を一層推進すること。

(13)、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、離島漁業再生支援事業について。事業の適切な説明や具体的な指導を行い、事業費を最大限活用することを求める。

(14)、6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港施設管理費、漁港施設管理事業について。船揚げ場の管理として砂利の取り除き作業を予算化し、磯漁業の振興を図ることを求める。

(15) 7款商工費、1項商工費、3目観光費、観光地域づくり推進事業について。本年4月1日から佐渡観光交流機構が発足し、佐渡版DMOを推進している。佐渡観光交流機構に市観光振興課の業務を移管し、責任を持たせる組織とすべきである。屋上屋を重ねることなく機構と市の分担を明確にし、組織体制及び事業の大きな見直しを検討すること。

(16)、8款土木費、1項土木管理費、2目安全・安心まちづくり費、安全・安心まちづくり事業について。集落からの要望に対応する地域対策事業については、具体的かつ明確な回答を出し、誠実に対応することを求める。

(17)、8款土木費、2項道路橋りょう費、6目街灯維持費、街灯管理事業について。新設の要望で、調査により必要と判断した場所には、補正予算の対応も含め、本年度内に一括で整備すること。

(18)、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、8 目除雪費、道路除雪事業について。雪道計画を県や教育委員会と協議して、効率的かつ安全な除雪計画の見直しを求める。

(19)、8 款土木費、7 項住宅費、1 目住宅管理費、公営住宅管理事業について。不要な市営住宅は、管理費の面から早急な解体を計画的に進めるよう求める。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第68号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） ただいま議題となっている議案第68号、公の施設に係る指定管理者の指定について、反対の討論を行います。これは、いわゆる佐渡市総合体育館を業者に出すというもの、佐渡市スポーツ協会に指定管理で出すということであります。

まず第1に、反対の理由です。今国でも大問題になっていますが、働き方改革などでデータの改ざんというのがあるのですが、つまり行政改革を推進するというのは行政改革の基本方針とデータに基づいて、例えば経費の面で言うならば出したほうが経費が少なくなる、出したほうが市民サービスがよくなるというのが大前提であります。ところが、上程の質疑のときにもお尋ねをしておきましたが、審査をしてみて、これがことしの2月に変更されているアウトソーシング推進計画です。この中になぜこれを指定管理に出すかという根拠が記載されていますが、この記載と現場の数字が全く合っていない。つまりこれ平成28年の数字だとかいろいろ言っているのですが、全く合っていない。でたためなのだと。それをベースに指定管理に出すということそのものがまず私は行政のルールとして間違いだし、市民に対して間違っただけを公に出しているということと言うのならば、これは私は政治的にも問われなければならない問題だということであります。議会としては、こういった計画などの整合性があるかないか、これをまず第一義的に確認をして決定しなければならないというふうに私は思っております。そういう点でいっても、これはきちんと市民に示している中身と本当に整合するような議案の提出の仕方をしっかりすべきであるという点で反対をするのが1点目です。

2点目は、指定管理について、佐渡市はこの間1回も検証も評価もしたことはありません。これまで私は何度も一般質問でも取り上げていますが、全国では検証や評価をしたことによって直営に戻しているところもありますし、滋賀県のある市では指定管理は全部やめて、直営のほうが小回りがきく、サービスよくなる、経費かからないということでそういう転換も起こっている中でありますから、しっかりとした考え方とデータに基づいた上でやるべきが行政の仕事だということを強く指摘をして反対の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

以上で議案第68号についての討論を終結いたします。

これより議案第68号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコ

一ト、佐和田野球場)の採決を行います。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(猪股文彦君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成30年度佐渡市一般会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

近藤和義君の質疑を許します。

近藤和義君。

○16番(近藤和義君) 園芸産地再生担い手育成事業実証委託料160万6,000円について、産業建設常任委員長に2点ほど質疑をいたします。

1点目、この事業は四日町の耕作放棄地を改良して園芸産地を造成し、産地化するというものでありますが、圃場改良事業において受益者負担ゼロでの個人1人への公の補助に問題はないか、審査をされたか聞かせていただきたい。

2点目、事業内容の見直しを早急に図ることとの意見が付されていますが、具体的にこの事業内容の見直しの審査内容を伺いたい。

以上です。

○議長(猪股文彦君) 答弁を許します。

産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任委員長(渡辺慎一君) それでは、近藤議員の質問にお答えいたします。

いろんな意見が当委員会では出ましたが、実はご指摘のように、私も個人的には受益者負担ゼロでの云々という問題に対してはいささか問題あるとは思っていますが、委員会ではこのことには触れなく、執行部の説明にありました耕作放棄地を再生させるために、テストケースと申しますか、実証実験として効果があるかどうかを試してみたいと。耕作放棄地において集約して、作業をしやすくして実証を行った結果、うまくいけば基盤整備の上、大規模化を図りたいという説明でありました。したがって、試験的なもの、テストケースであるということの議論の観点、そしてこのタイトルのように、園芸産地再生担い手育成事業実証と書いてありますけれども、担い手の育成につながらないのではないかとということが非常に当委員会での議論となりました。したがって、この結果、指摘としましては、この事業が担い手育成につながらないのではないかと、結びつかないのではないかと思料したために事業の見直しを早急に図るよう意見をつけたものであります。

○議長(猪股文彦君) 近藤和義君。

○16番(近藤和義君) 2回目の質疑をしますが、手元に佐渡市農林水産業振興事業補助金交付要綱採択基準というものがあります。これによりますと、基盤整備事業、区画整理事業は、補助率は30%以内、つまり地権者、受益者が70%を持ちなさいということになってはいますが、これは県の要綱に準じています。

改めて委員長に伺いたいのですが、耕作放棄地の畑を改良するわけです。改良すれば当然その価値は上

がります。上がった分だけはどうしても何がしかの受益者負担が発生するべき、発生させるべきであります。当然のことと思うのですが、改めてこの審査をしたかどうかを伺いたいのと、もう一点、今回委託される小作者は農用地利用集積計画による利用権設定の第18条申請をされるのかどうか、同様に農地中間管理機構を通すのかどうかを審査をしたか伺いたい。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 先ほども申し上げたとおり、当委員会ではこの審査の切り口といたしますか、その部分は、実証実験として効果があるかどうかということ进行测试したいということで、それがうまくいけば大規模化につなげたい、市長が言われていることとつながっている。そのような観点から審査をした結果、結果的には先ほど申しあげましたように、田んぼ等では先ほど近藤議員が言われたような補助制度があり、受益者が応分の負担をしなければいけないというような制度に関しましては知っておりますし、1番目に言われたように、受益者負担ゼロということに関しては、個人的にはいささか問題だと思っております。しかしながら、当委員会審査では、先ほどのとおり、これがテストケースであると。そして、うまくいけば大規模化していきたい。しかしながら、当委員会としては、これが担い手育成にはつながらないだろうということでもってこのような意見をつけたわけでありまして。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 本来の目的の担い手育成につながらないという意見は余計悪いわけなのですが、手続上いろいろ調べてみました。第18条申請がない場合、事業の受益者は1人になるのです。県内、全国調べても、公の補助事業、畑も田んぼもそうですが、実証実験でも全くたった1人の受益者に公の補助を交付することはありません。まさに要綱違反、採択基準に違反しているというふうに私は思っていますし、この第18条申請をすれば小作者、つまりここで言う委託者と地権者、複数の受益を受けるわけなので、それはそれで通る方法があるのかなと思うのです。これはいわゆる受益者負担なしでやるという方向でしょうから、事業そのものが成立できないものであると私は考えていますが、今言われた委員会審査報告の担い手の育成には全くつながらないので、見直しを早急に図るべきというのは理解しましたが、全くこの基本である私が今言ったような受益者負担、それから第18条申請についての審査はこの見直しを早急に図る中に入っていないのかどうか最後に伺って、私の質疑を終わります。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 先ほどからも申し上げているとおり、個人的にはいささか問題あるとずっと思っておりました。今、第18条申請、それから受益者の問題等言われましたけれども、私は委員長として委員の意見を取りまとめるほうの側で、いささか問題とは思っておりました、個人的には。しかしながら、そのことに関しては議論は実際にはしなかったということで、担い手育成につながらないというか、つながるかどうかを議論した結果、結びつかないのではないかという結論に達してこのような意見となったものであります。

○議長（猪股文彦君） 次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 3件一気にやらなければならぬだね。全部やるのですよね。

○議長（猪股文彦君） 市民厚生と。

○19番（中川直美君） まず最初に、市民厚生常任委員長のほうにお尋ねをいたします。

社会福祉法人運営費助成事業についてであります。市民厚生常任委員会の意見でもまことに遺憾であるというふうになかなか厳しい意見がついているわけではありますが、そこでお尋ねをします。今、高齢者福祉や介護のあり方については、地域包括ケアシステムをさらに深め、地域福祉だけに限らない地域生活課題の広範なあり方を進める「我が事・丸ごと」地域共生社会、よく副市長が言うやつですが、に基づき社会福祉法等が改正をされ、今年度から実施をするということになっています。実施しているのです、今。この中でどのように言われているかということ、第5条の福祉サービスの提供の原則の中では、地域福祉の推進に係る取り組みを行う、地域住民との連携を図るとというのが原則、これは言うまでもありませんが、佐渡市社会福祉協議会がこの間担ってきたことをさらに発展させるということを行っているわけです。第6条では地方公共団体の責務を定めていますが、そこでは地域福祉の推進のために必要なもろもろの措置を講じるということで求めています。このような中で、佐渡市社会福祉協議会の運営費の補助2,011万円、予定どおりの15%も削減していることは、今年度から実施されているこういった法の趣旨の改正から見て、また佐渡市の高齢者、地域福祉の実態から見て極めて私は問題なのではないかというふうに思うのだがどうかということが1点です。

2点目です。これは質疑のときも取り上げましたが、高齢者生活支援事業、介護予防地域交流活性化事業であります。もう一つの高齢者の日常用具を給付するという事業、これははっきり切りました。復活しておりません。また、障害者のことも質疑の中で取り上げましたが、障害者外出支援事業や地域生活支援事業、これは社会的な弱者で、本当に障害者の今社会参加が大きく言われている中で、こういったのは両方ともともに500万円削られているのです。ほかのところ500万円やっているという話なのだろうけれども、そうではなくて障害者の暮らしの実態が深刻な状態から見たら、支えていくということに私は抜本的に切りかえていくべきではないか、そういう時代なのだが、問題はないのかということでもあります。

次に、産業建設常任委員長にお尋ねをいたします。佐渡版DMOについて、屋上屋を重ねていると指摘をしております。屋上屋を重ねるというのは、一番よくないことだと思うのです。機構と市の分担を明確にして組織体制及び事業の大きな見直しを求めています。具体的にはどのようなことを指しているのか。例えば現時点では、佐渡版DMOでは市長が理事長になっていますが、かわりに副市長を送り込んで副市長1人制にするみたいなことも考えているのかどうか、お尋ねをしたい。

4点目、街路維持費の関係であります。本年度内に一括整備ということで産業建設常任委員会の意向は示しておられるようですが、意向を示しても市はやらないと思うのだけれども、具体的にはどうということなのか、お尋ねをします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、荒井真理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） まず、1つ目のお尋ねです。

社会福祉法人運営費助成事業について、これについて私どもは高齢者対策だけに特化して審査をしたものではありません。しかし、ご質問でご指摘がありましたように、佐渡市社会福祉協議会が担っている運営費の中には佐渡市ではできないことが多くあることから、これを協議して復活することを3月議会の予算審査のときから重ねて執行部には指摘をしてきたところです。しかし、これが復活されなかったという

ことは大変大きな問題だと考え、ここで意見を付したところです。

2つ目のお尋ねについては、中身が2つあったかと思えます。1つは、障害者外出支援事業の500万円減額、534万円ですが、正確に言うと。これはなぜこのような減額になったかといいますと、執行部側の説明は障害者の外出支援に使っているメニューといいますか、福祉タクシーだったり、通院助成とか、バスの利用とか、さまざまなメニューがある中で、通院に係る助成と、それから福祉タクシーのタクシー券を重複して利用している実態があったと。この点についての見直しをし、重複している部分についてを減額したという説明でありました。しかし、これについては当事者がそれで困難を来さないのかということについては特に調査をしていないということでしたので、大変問題だということは指摘いたしました。

もう一つ、地域生活支援事業、これも526万円を減額したという説明がありました。この地域生活支援事業の中には、成年後見事業が含まれていました。しかし、今般これを佐渡市社会福祉協議会に委託している成年後見推進事業に一本化するということで、この地域生活支援事業の中にありました463万円について、つまり526万円減額になっておりますが、そのうちの463万円については成年後見事業の経費ということで、佐渡市社会福祉協議会への成年後見推進事業に一本化して移したという説明でありました。ともに福祉全般に係る部分について削減していることについては、当委員会も問題にしております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 次に、渡辺産業建設常任委員長の答弁を許します。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは説明します。

佐渡版DMOについて、屋上屋と指摘しということですが、ご存じのように佐渡版DMOは佐渡観光協会と佐渡地域観光交流ネットワークと一緒にしたもので佐渡版DMOというふうに言っております。そのほかに佐渡市に観光振興課があるということで、この佐渡観光交流機構の組織ができ上がっても、2つの組織が観光振興にかかわるわけでありまして。市の観光振興課の職員、人数も聞かせていただきました。職員数が18名携わっており、1億円以上の人件費がかかっているということで、現在の体制は前年度と全く変わっていない状況でありました。また、似たような組織が2つあることで屋上屋になってしまい、仕事あるいは責任の分担をきちんとして、組織体制をきちんと確立した状態での見直しがないと責任の押しつけ合い等になっていくのではないかということで審査の結果、このような意見をつけたものであります。

〔「街灯」と呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 街灯に関しましては、今まで地域要望で上がってきたり、学校からというようなものがあるかと思うのですけれども、一部街灯を新しいものをつけてあげて、それから一部の地域ではつけられないと、つけていないというようなことではなくて、街灯については毎年そうやって地域や学校から要望が上がっておりますので、優先順位をつけて予算の範囲内で設置していった遅れる部分があるということであったので、そういう余り大したことのない予算に関しましては街灯は今年度全て一気につけるような形の中で何度も要望を出させるような無駄をなくすようにというような結論に至り、意見を付したものであります。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 市民厚生常任委員長のほうにお尋ねを、まとめて聞きます。

つまり今年度は、私過去にも言いましたが、佐渡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画がスタートし、佐渡市地域福祉計画もスタートし、実は今回の社会福祉法の改定では地域福祉計画の格上げがなされているのです。そういったこともある。今、入所待機者の問題や介護問題、高齢化が進んで本当に極めて深刻なときだからこそ、私は国が進める「我が事・丸ごと」がいいとは思いませんが、それでも高齢者の暮らしを支えていることがまず第一義的な問題ですから、やっぱり支えていくという今の局面が必要だと思うのです。同じように障害者においても、例えば成年後見人436万円お金あるからいいという話ではないと私思っているのです。ご承知だと思いますが、障害者を抱えているご両親が入所できる施設がなくて困難しているというような深刻な事態も生まれているのだから、本当にこういった高齢者や障害者の暮らしの実態に即して、タクシー券がダブっていると言っているけれども、そのときの事情によっていろいろあるに決まっています。ですから、そういうふうにするべきだし、実はこれは予算15%のカットの影響が出ているということなのではないのか、お尋ねしておきたいと思います。

次に、産業建設常任委員長にお尋ねをいたします。佐渡版DMOですが、新しい視点での観光についてのDMOは総合プロデュースと実践をするプラットフォームになると思うのです。そういう意味でいうと、何か質疑のときもあったと思うのですが、事実上佐渡市における観光振興課がもっともっと縮小してもいいのではないかというふうに思うのです。現在は市長が理事長で入っているということですから、本来その辺はもっとメリハリをきかせるということと言うならば、今回3億4,000万円ですよ、DMOにやる事業費の予算が。だとしたら、さっきの1億何千万円の人件費かかっていると言うけれども、その辺はそこらばっさりやるような厳しい常任委員会だと思うので、その辺はどうですかということです。

4点目、街路灯の問題です。先ほど産業建設常任委員長が希望は述べていただきましたが、予算がつかなければこれやれないわけで、意見についているように、調査により必要と判断したところにやりなさいと言っているのですが、これまでも地元はここ要るのだと言うのだけれども、つけるほうはこれは要らないといってつけないのです。ですから、この辺は本当に地元の要望しっかり受けてやるべきだというふうに思うのですが、市がやらなかったらどうするのですか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 1つは、佐渡市社会福祉協議会への今後の事業拡大に期待し、あるいは格上げをしているのだから、佐渡市はそこにもっと期待をかけて、それを数字に盛るべきであるというお考えは当委員会の考えと一致しております。私どもは、今年度減額したことをそのままよしとはしておりません。年度が変わってからまた予算額を考えるという説明を審査中に受けましたが、私どもはそれでは不十分であるということで、今後も年度中の審査を引き続き行う所存であります。

そして、障害者の支援にかかわる全般の費用の削減ですけれども、これにかかわらず福祉全体も15%カットの影響があったのではないかということですが、私どもも審査の中でその実態を把握した上で、あるいは当事者へきちんと丁寧に聞き取りをした上で削減をしたという報告は得ておりません。したがって、例えばこの障害者外出支援事業、これについては市の単独事業でもありますので、実態を把握して、見直しをして、必要ならそれを反映させるということも説明の中で聞いておりますので、引き続きこの点についても審査を続けていく所存であります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） まず、佐渡版DMOの関係でございますが、実は審査の過程においては、産業建設常任委員会というのは非常に自分の意見をどンドン前に出してくれまので、先ほどお問い合わせの観光振興課を多少縮小していくようなことに触れる委員もおりました。先ほどと同じような話になりますけれども、それを抽象的なというか、機構と市の分担の明確化と組織体制の大きな見直しということの中にはそこも含められているとさせていただきたいと思います。

それから、街路灯に関しましては、議員全員協議会の街灯の設置についてある同僚議員から質疑があり、それは市長に対してでありますけれども、市長は対応するという答弁もございますので、当然やるべきものということでこういう意見がついたわけです。

それから、調査ということでございますが、実は毎年毎年要望のある中でも、全部新しい街路灯あるいは防犯灯をつけてくれというわけではありません。中には、球が切れている、グローがぴかぴか、ぴかぴかして電球をかえてくれという要望もありますので、その辺新しい街路灯をつけなければいけないか、電球の交換だけでいいのかということをしきりと調査して、新設のものに限らず、球切れも含めて今年度中に全部対応してほしいということでもってこのような意見となりました。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 産業建設常任委員長に絞ってお尋ねをします。

佐渡版DMOの事業が3億4,000万円、立ち上げも含めてなのですが、今年度予算が15%カットというのが1つ、その切り込み方の一つとして不正補助金に基づく藤木副市長通達に基づいてやっているわけなのだけれども、この3億4,000万円や佐渡版DMOの立ち上げにおいてこの通達から見たら問題があるところはなかったでしょうか1点であります。

2点目です。街路灯の問題です。ある議員に答えて市長は答弁しているというけれども、それ昨年のお話です。昨年6月の議員全員協議会のお話です。私もそれよく言っていますが、それから1年やっていないのです。あなた方が希望を述べたというのはわかるのですが、しっかりやらせるように私はすべきだと思うのですが、その辺は厳しい委員会のようなのですが、どのようにされるつもりですか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） この3億4,000万円、今回藤木副市長通達による切り捨てというのは多分3億7,000万円ぐらいあるのではないかと思いますのですけれども、それは個人的な問題でありまして、当委員会としましてはそういうような議論には至りませんでした。

街路灯でございますが、市長の口から出てきたものを、住宅リフォームもそうですが、3年やると言っただけで2年しかやらなかったのが1年復活させているわけですから、そこは厳しい産業建設常任委員会ですから、私が厳しいのではないです。私は厳しい意見を取りまとめるほうの側なので、今回この意見のとおりしっかりさせていただくものと確信しております。

○議長（猪股文彦君） 次に、上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） それでは、議案第69号の平成30年度佐渡市一般会計予算についての6款1項3目の販売網構築事業についてお伺いします。

販売網構築事業というものは、農林水産業のみならず、商工においても極めて重要な事業であると私は考えておりますが、ここにおいて所管が農林水産業ということでありますので、農産物のみの対応ではなく、水産物を含めた事業展開を求めるようにというような意見がついたのだとは思いますが、この意見をつけるに当たりまして執行部からはどのような説明があったのか、その点のところを聞かせてください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 私どもも審査の過程の中で、執行部の最初の答弁というか、説明の中に水産物は取り扱っていないという説明がありましたので、当委員会としては当然農産物、農産品以外にも水産物も販売網の構築を行うように意見をつけたものであります。後ほどになりまして、実は機構の問題とかというのもあって、これは最初からもう既に水産物も農産物も取り扱っていたということですので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 最初から取り扱っていたということがわかったとおっしゃいますけれども、そのところもう少しどのような形で、今後この事業がどのように展開されていくのかとか、その辺のところは審査されているのでしょうか。意見をつけるということは、やはりもっといろいろな審査の内容があったかと思うのですが、その辺のところをお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 結構タイトな審査の中で課ごとに行っておりますので、今回の取り扱いが地域振興課のあるいは農林水産課のところでこういう行き違いが出てしまったためにこの意見をつけてしまったわけですが、後になりましてこれは実は農産物以外にも海産物もこのような形で入っているのだということでおりましたので、このような結論となったわけです。

先ほどの2次質問に関しましてはすべて大事なわけで、特に第1次産業の島でございますので、その辺は委員のこの後の機会にまたそのようなことでもって、なぜこういう意見がついたというか、実際には取り扱われておるということでございましたので、きょうは説明できませんけれども、そのようにご理解ください。一番最初が取り扱っていないとの説明によってこのことになったということでございます。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 審査に関しましてはこれ以上言うことはないのですが、ただ私は執行部側に対しまして今までの事業の流れとかが、所管が変わったからわかりませんか、そのようなことは決してあってはいけないことだと思っております。また、この販売網構築事業、個々のそれぞれの事業の内容が合併してこういう形であるのではないかなということも思いますが、個々に担当されている職員は本当に一生懸命やられて、今までの流れからもう何とかしようとしてやられている方々がたくさんいます。そういう中において、それを管理する管理職の方々が、いや、所管が変わったからわからない、水産はやっていないというようなことでは、うまくいく事業もそこで滞ってしまうということを肝に銘じて、また事業計画を立て、予算を立てていただきたいと思いますというのが私のこの質疑における中で一番言いたいこととあります。答弁は要りません。

○議長（猪股文彦君） 次に、渡辺慎一君の質疑を許します。

○9番（渡辺慎一君） 私のほうから、総務文教常任委員会の（1）、総括的質疑、その中の①、合併特例債についてということで、委員会の意見としては、発行期限が5年間延長されたことを受け、新市都市計画見直しに当たっては、取り組み方針及びスケジュールを明確にし、市民への説明に努め、理解と協力を得て進められたいというふうに書かれてありますけれども、これは具体的にどのような議論がなされたのか、お聞かせください。

そして、2つ目に、市長が今臨時会の5月16日ですか、本会議において、9月までに何とか5年間延長分の合併特例債の新市建設計画の変更を含めた部分を取りまとめて、議会にも説明できる計画案を出したいと述べておられるわけですが、現庁舎の防災の拠点としての改修工事と考えてよろしいのか、これが2点目の質問であります。

そして、市長のこの5月16日の発言の後に、すぐにあわせて取り下げた相川保育園問題も含め、地域保護者への説明会等改めて意見を吸い上げた中でその建設計画をつくり上げたいと考えていると述べているが、これも取り下げしたので、新しい場所を探すのかというふうに私はとっていいのかどうかわかりませんが、場所はこれまでに候補に挙がった相川測候所跡というふうに考えるべきなのか、その辺のところの議論や推移も含めましてこれを教えてください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、渡辺議員の質疑に対する回答をさせていただきますが、まず1番目と2番目総括してお答えをいたします。

1番目に、新市都市計画ということになっていきますけれども、新市都市計画ではなくて新市建設計画ですので、この中で一応当委員会で審査した中では、ゼロベースから計画を立てて、その後スケジュールもきちんとお示しをしたいという回答でありました。臨時会初日に市長が9月までという答弁をしておりますけれども、そういうお話をしておりますが、これらにつきましては計画とスケジュールについては出しますが、予算については上げませんという回答でございますので、いろいろ当委員会の中でも9月にすぐ予算が出てくるのではないかとということではけんけんがくがくと議論をしましたけれども、予算は上がらないということをごきちんと確認しております。9月に出すのは計画とスケジュールということですので、その辺をごきちんとして市民の皆さんにわかりやすいように説明するようにということの意見であります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 相川保育園の統合した建物をどこに建設するのかという点ですが、3月議会のときにはこれは予算書に含まれておりましたので、これに関する意見を当委員会としてつけましたが、今回の議案の中にはこの予算が含まれておりません。したがって、今臨時議会の間ではこの件についての審査は行っておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） それでは、2回目の質問をさせていただきますけれども、この総務文教常任委員会

の報告では取り組み方針及びスケジュールを明確にしということで、先ほど委員長のほうも計画とスケジュールであって予算は出さないということでございます。ただ、それはそれでいいのですが、3月の当初予算に出てきた防災の拠点等々の改修工事として現庁舎を改修するというふうにこれは考えていいのか教えていただきたいのと、実はこの相川保育園の問題もそうだと思うのですけれども、これも改めて出すといても場所は同じで出てくるのか、その辺議論があったのか、あるいはその中で議論というか、場所は同じというふうに私は考えていいのか、その辺をお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、渡辺議員の質疑にお答えいたしますが、1番目のお答えと同じこととなります。庁舎の防災拠点、これについてもゼロベースから見直しをしたいということですので、そういう審査内容でありました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 先ほど今回審査はしていないという説明をさせていただきましたけれども、ここに至るまでの間の協議会の中では幾つかの確認をし、また当委員会としても意見は付しております。それについては、市民に対する説明、また議会に対する説明は不可欠であると。これを飛ばしてはいけなと。そして、相川測候所跡は候補の中には確かに入っているけれども、さまざまな危険ということ回避するのが今回のキーワードですから、危険回避についてもよく住民、そして議会に説明ができるようにしてほしいということは申し上げております。候補地について、ここだけということではないということをご説明いたします。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 渡辺慎一君。

○9番（渡辺慎一君） それでは、庁舎のことですが、ゼロベースというのだから現庁舎のそれまで3月の当初予算のところとは全く違うこともあり得るところまでは理解できました。その委員会の議論の中で、新庁舎建設もありかどうかというような市民の意見を聞くとか丁寧な説明をしていくと言っているわけですから、その辺の新庁舎の建設のところまで触れるような意見はございましたか。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） お答えしますが、意見はございましたが、その辺も含めて新市建設計画の見直しをするということでありました。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第69号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第69号 平成30年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

荒井真理さんの賛成討論を許します。

荒井真理さん。

〔7番 荒井真理君登壇〕

○7番（荒井真理君） 議案第69号についての賛成討論をいたします。

賛成の意味を今回は明らかにする必要があると強く感じての賛成討論です。議会としては厳しく、二元代表制の緊張感を持って審査をいたしました。説明員の方々は丁寧に、時には必死に説明をしてください

ました。しかし、自治体運営の基本的姿勢について独善的にも見える点については、なお改善が見られなかったという点は非常に残念であります。何が独善的というかといいますと、市民にも、関係団体にも、議会にも丁寧に説明をしないで、しかし平然と政策を決め、そして予算をつけてくるということ、これは非常に独善的に見えていますが、なおこの点について改善されたという実感はありませんでした。

〔「反対討論だ」と呼ぶ者あり〕

○7番（荒井真理君） 賛成討論です。また、自治体の危機意識というものが低いということも変わらなかった。特に人口減少に対する特段の分析や対策も3月議会以降特にされているということは聞かれませんでした。

自治体の基本的な財産は、人であると言っても過言ではありません。市長は、市民は株主であると言って当選されました。市民が主人公であり、全株主を主人公にしたまちづくりが大事なのであります。人がいて初めて交付金がつき、そして納税者がいて自主財源も確保できるものであります。この人口減少問題について緊張感がない。まだ時間があると勘違いをしているのではないかという点はぬぐえませんでした。

佐渡市の入り口にある隣の上越市や新潟市より、子育て支援など、あるいは教育が充実して初めて佐渡へ引っ越そうあるいは帰っていかうという気持ちになるものであります。しかし、佐渡の人を大事にするという魅力を発揮するべき点あるいは弱者も大事にしているという点については、逆に予算の切り捨て、これは反省の色が今回の予算書から見られませんでした。大変遺憾です。

一方、新しい事業、佐渡文化財団は、関係者以外に理解されていないのに巨額を投じていく。また、市長はDMOの理事長に自ら就任され、今般理事にかかわるということは聞いておりますが、このような稼ぎ頭のための事業には関心が非常にあるという印象はぬぐえせん。

この人口減少社会の問題について、2010年に地域再生・活性化に関する全国自治体への調査というものの結果が出ております。これについては、成長型であることについて回答は11%です。可能な限り経済の拡大、成長が実現されていくような政策や地域社会を追求していくと答えた自治体は、全体の11%にとどまっています。逆に今あるものを充実していくと、拡大、成長ではなく、生活の豊かさや質的充実が実現されるような政策や地域社会を追求していくと答えた自治体は72%でした。

若者の志向は、今や物質的満足やエネルギーを消費する満足あるいは情報を得る満足から時間を消費することに展開されているという分析でもありました。それは仲間づくりであり、自然を楽しみ、精神的に満足をすることを大切にしていると、そのような調査報告、分析が出ています。このような精神的満足をもたらすまちづくりというのは、分野としては教育、そして福祉であるという指摘です。

今回予算の数字にあらわれたものは、先ほどからもいろいろな質疑の中でも出ていましたが、実態を踏まえ、緊張感をあらわしたものはほど遠いものであります。しかし、議会は二元代表制の役割を果たすべく厳しく審査を行い、説明員の方々には意見に付さなかった指摘や宿題もたくさん出ささせていただきました。このことについては今後理解されるものと私どもは厳しく指摘をいたしましたので、理解されると期待し、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で荒井真理さんの賛成討論は終わりました。

次に、中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔19番 中川直美君登壇〕

○19番（中川直美君） 賛成討論を行います。

誤解があるといけないので、まず冒頭なぜ賛成するかということを申し述べておきます。例えば小中学校の部活の活動費。前の予算は1,500円を3,000円という負担にして、今暫定予算の中では3,000円のままなのです。これをさらに否決をすると、前回の賛成討論者が言ったように、前の本予算が悪いですから、この3,000円の負担が続くということになるのです。こういった点ではまさに今の暫定予算よりも幾らかよくなるということで、しょうがないので、そこで嫌な顔していますが、賛成をしたい、このように思っているところで、これが第1の理由です。

本来ならば、現在暫定予算でつなぎ予算ですから、今予算がないのです。しっかりとした新年度予算を出してこざるべきなのです。ある議員が言っていました、変わったところだけ審査すればいいというのは本予算があつての補正予算なのです。まさに今回は暫定予算、補正予算という中身が私は実態ではないかということで賛成するものであります。

幾つか問題点を指摘をしておきます。3つぐらいです。市は議会から意見をを受けたものについて改善してきたというふうには言っておりますが、例えば3月で議会がつけた基本的な考え方はこのように書いてあります。一律の削減ではなくて、市民の福祉、暮らしに直結する事業も削減をしている。これは安易だ。そして、特に市民の暮らしに直結する事業については、住民福祉の増進を図るといふ地方自治の基本に立って今こそ予算を重点的に手当すべきだ。つまり施政方針の抜本的な転換を求めているものなのです。

今回一般財源15%カットという目標で各分野を一律削減したことが実は否決の要因なのだ。予算が厳しいと言いながら自らの報酬を上げたり、副市長2人体制で行っているのは問題だという市民の声もあるわけでありまして。ご承知のとおりです。この一般財源15%カットの目標を立てて切り込んだのが、先ほどからも話があるように、不正補助金の検証を受けて出された補助金に関する藤木副市長通達によるものだというのが答弁でも明らかになっているわけでありまして。つまりこのことが、過去にも挙げましたが、例えば今回でも変わっておりませんが、市の事業やいろんなことで社会に貢献した方々に対して年に1回市の表彰をやりますね。その表彰の記念品まで1万円から5,000円にせざるを得ない、わずかな金額だ。こういったところを切り込むべきではないというのであります。藤木副市長通達、この議会でも見解がありましたが、国の補助金があるから市の補助金は上乘せしないと。これは、福祉でも産業でも間違っています。本来介護でも福祉でも横出ししたり、上乘せして市民の暮らしを支えるべきものが市の予算です。だから、3月に地方自治体の原点に返れという指摘があつたのだというふうには私は思っております。今回明らかになつたものでは、地域の子供会へのわずかな予算もこの影響で切る。小学校の需用費や備品も足りないぐらゐという悲鳴が上がっているというのが実態であります。DMOや佐渡文化財団にはいっぱいお金入れるのだけれども、最も基本となる、底辺となる市民の暮らしを第一にしてこそ文化や観光が成り立つということを目指しておきたいと思ひます。

最後に、具体的な声を紹介しておきます。これは、審査で出された意見です。つまり公民館予算を切り詰めるときに各公民館からどのような意見が上がっているか、幾つか引用をしておきます。公民館事業の予算を数千円削ってもわずかな削減にしかならない。これは両津地区。相川では、放課後子ども教室が4

月から開始されるというが、材料費等の予算措置を十分行っていただきたい。予算編成に当たっては一律削減というのはやっていけないとか、毎年毎年予算を削減されていてこれでは事業が進められないというような声が全部のところから出ているのです。こういったところは、今回復元もされておられません。また、そのほかにも影響が出ているというのは、皆さんご承知のとおりであります。これは、ここを本来抜本的にかえているならば思い切って正々堂々と賛成討論をしたかったのでありますが、残念ながら暫定予算の補正予算という立場で我が会派は賛成をしておきたい。

このことを述べて賛成の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

議案第69号についての討論を終結いたします。

これより議案第69号 平成30年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第68号及び議案第69号を除く総務文教常任委員会付託の案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

渡辺産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第70号 佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）展示工事請負契約の締結について。本案は、佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）展示工事について、平成30年5月10日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（猪股文彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

平成30年第4回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 7時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 駒 形 信 雄

署 名 議 員 坂 下 善 英